

矢作川総合第二期地区
明治本流（上流部）明治バイパス水路合流工補足設計業務

特 別 仕 様 書

項 目	内 容	備 考
第 1 章 総 則 (適用範囲) 第 1－1 条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
(目 的) 第 1－2 条	本業務は、矢作川総合第二期地区の工事实施に利用するため、明治本流(上流部)バイパス水路の合流工に係る過年度業務の補足設計を行うものである。	
(場 所) 第 1－3 条	本業務の対象となる位置は、愛知県豊田市駕鴨町地内であり別添位置図に示すとおりである。	
(低入札価格契約における第三者照査) 第 1－4 条	1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第 85 条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第 11 条照査技術者」及び「共通仕様書第 1-7 条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。 2 第三者照査の企業に要求される資格 (1) 予決令第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当していないこと。 (2) 東海農政局における測量・建設コンサルタント等契約に係る令和 5・6 年度の一般競争(指名競争)のうち「A 等級」の参加資格の認定を受けていること。 (3) 東海農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 (4) 共通仕様書第 1-30 条守秘義務を遵守できるものであること。 (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ① 資本関係 (ア) 親会社と子会社の関係にある (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある ② 人的関係 (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。 ・ 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 ・ 照査技術者と同等の技術者資格を有する者 4 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。 5 照査計画	

項 目	内 容	備 考
(履行確実性の達成状況の確認) 第 1－5 条 (一般事項) 第 1－6 条	受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。 また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。 6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い 特別仕様書第 4-1 条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。 7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録 共通仕様書第 1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。 8 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第 41 条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。 本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 ① 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 ② 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 ③ その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 ④ 業務成果品のミス、不備 等 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項として、受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。	

項 目	内 容	備 考																
(管理技術者) 第 1－7 条	管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る本業務に該当する部門は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">技術士</td><td rowspan="2">総合技術監理</td><td>農業－農業土木</td></tr> <tr> <td>農業－農業農村工学</td></tr> <tr> <td rowspan="2">農業</td><td>農業土木</td></tr> <tr> <td>農業農村工学</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table>	資格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木	農業－農業農村工学	農業	農業土木	農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
資格	技術部門	選択科目																
技術士	総合技術監理	農業－農業土木																
		農業－農業農村工学																
	農業	農業土木																
		農業農村工学																
博士	農学																	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木																	
(照査技術者) 第 1－8 条	1 照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">技術士</td><td rowspan="2">総合技術監理</td><td>農業－農業土木</td></tr> <tr> <td>農業－農業農村工学</td></tr> <tr> <td rowspan="2">農業</td><td>農業土木</td></tr> <tr> <td>農業農村工学</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table> 2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(以下「照査手引書」という。)に基づき実施する。 また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第 1-7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。 3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。	資格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木	農業－農業農村工学	農業	農業土木	農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
資格	技術部門	選択科目																
技術士	総合技術監理	農業－農業土木																
		農業－農業農村工学																
	農業	農業土木																
		農業農村工学																
博士	農学																	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木																	
(担当技術者) 第 1－9 条	担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。																	
(配置技術者の確認) 第 1－10 条	共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する業務分担を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。																	

項 目	内 容	備 考																										
(保険加入) 第 1－9 条 第 2 章 作業条件 (参考図書) 第 2－1 条 (設計条件) 第 2－2 条 (貸与資料) 第 2－3 条	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。 設計の基本的事項に関しては、次表に掲げる図書を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。 <table border="1"> <tr> <th>名 称</th><th>発行</th><th>制定(改訂) 年月</th></tr> <tr> <td>土地改良事業設計指針「耐震設計」</td><td>(社)農業農村工学会</td><td>H27. 5</td></tr> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」</td><td>(社)農業農村工学会</td><td>H26. 3</td></tr> </table> 設計作業における設計条件は、次のとおりである。 1 設計基本条件 (1) 計画流量 ①かんがい期 : 33.98 m³/s ②非かんがい期: 10 月～1 月: 4.4m³/s 2 月～3 月: 5.0m³/s 2 その他設計条件 耐震設計上の施設の重要度区分 全区間 A種 本業務の貸与資料は次のとおりとし、これ以外に必要な資料がある場合には監督職員と協議するものとする。 <table border="1"> <tr> <th>分類</th><th>貸与資料</th><th>数量</th></tr> <tr> <td>現況資料</td><td>矢作川総合事業誌</td><td rowspan="8">一式</td></tr> <tr> <td rowspan="7">業務報告書等</td><td>平成 24 年度矢作川総合第二期地区明治幹線水路他基本設計業務</td></tr> <tr> <td>平成 28 年度 矢作川総合第二期地区 明治本流（上流部）耐震化対策基本設計業務（以下「H28 年度基本設計業務」）</td></tr> <tr> <td>平成 30 年度 矢作川総合第二期地区 明治本流（上流部）施工検討他業務（以下「H30 年度施工検討他業務」）</td></tr> <tr> <td>平成 30 年度 矢作川総合第二期地区 明治本流（上流部）バイパス水路実施設計業務</td></tr> <tr> <td>令和元年度 矢作川総合第二期地区明治本流（上流部）耐震化対策実施設計その 5 業務</td></tr> <tr> <td>令和 2 年度 矢作川総合第二期地区 明治本流(上流部)バイパス水路分流工補足設計他業務</td></tr> <tr> <td>令和 4 年度 明治本流（上流部）バイパス水路分流工・合流工補足設計業務</td></tr> <tr> <td>工事資料</td><td>明治本流（上流部）シールド工事における地質調査資料</td><td></td></tr> </table>	名 称	発行	制定(改訂) 年月	土地改良事業設計指針「耐震設計」	(社)農業農村工学会	H27. 5	土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」	(社)農業農村工学会	H26. 3	分類	貸与資料	数量	現況資料	矢作川総合事業誌	一式	業務報告書等	平成 24 年度矢作川総合第二期地区明治幹線水路他基本設計業務	平成 28 年度 矢作川総合第二期地区 明治本流（上流部）耐震化対策基本設計業務（以下「H28 年度基本設計業務」）	平成 30 年度 矢作川総合第二期地区 明治本流（上流部）施工検討他業務（以下「H30 年度施工検討他業務」）	平成 30 年度 矢作川総合第二期地区 明治本流（上流部）バイパス水路実施設計業務	令和元年度 矢作川総合第二期地区明治本流（上流部）耐震化対策実施設計その 5 業務	令和 2 年度 矢作川総合第二期地区 明治本流(上流部)バイパス水路分流工補足設計他業務	令和 4 年度 明治本流（上流部）バイパス水路分流工・合流工補足設計業務	工事資料	明治本流（上流部）シールド工事における地質調査資料		
名 称	発行	制定(改訂) 年月																										
土地改良事業設計指針「耐震設計」	(社)農業農村工学会	H27. 5																										
土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」	(社)農業農村工学会	H26. 3																										
分類	貸与資料	数量																										
現況資料	矢作川総合事業誌	一式																										
業務報告書等	平成 24 年度矢作川総合第二期地区明治幹線水路他基本設計業務																											
	平成 28 年度 矢作川総合第二期地区 明治本流（上流部）耐震化対策基本設計業務（以下「H28 年度基本設計業務」）																											
	平成 30 年度 矢作川総合第二期地区 明治本流（上流部）施工検討他業務（以下「H30 年度施工検討他業務」）																											
	平成 30 年度 矢作川総合第二期地区 明治本流（上流部）バイパス水路実施設計業務																											
	令和元年度 矢作川総合第二期地区明治本流（上流部）耐震化対策実施設計その 5 業務																											
	令和 2 年度 矢作川総合第二期地区 明治本流(上流部)バイパス水路分流工補足設計他業務																											
	令和 4 年度 明治本流（上流部）バイパス水路分流工・合流工補足設計業務																											
工事資料	明治本流（上流部）シールド工事における地質調査資料																											